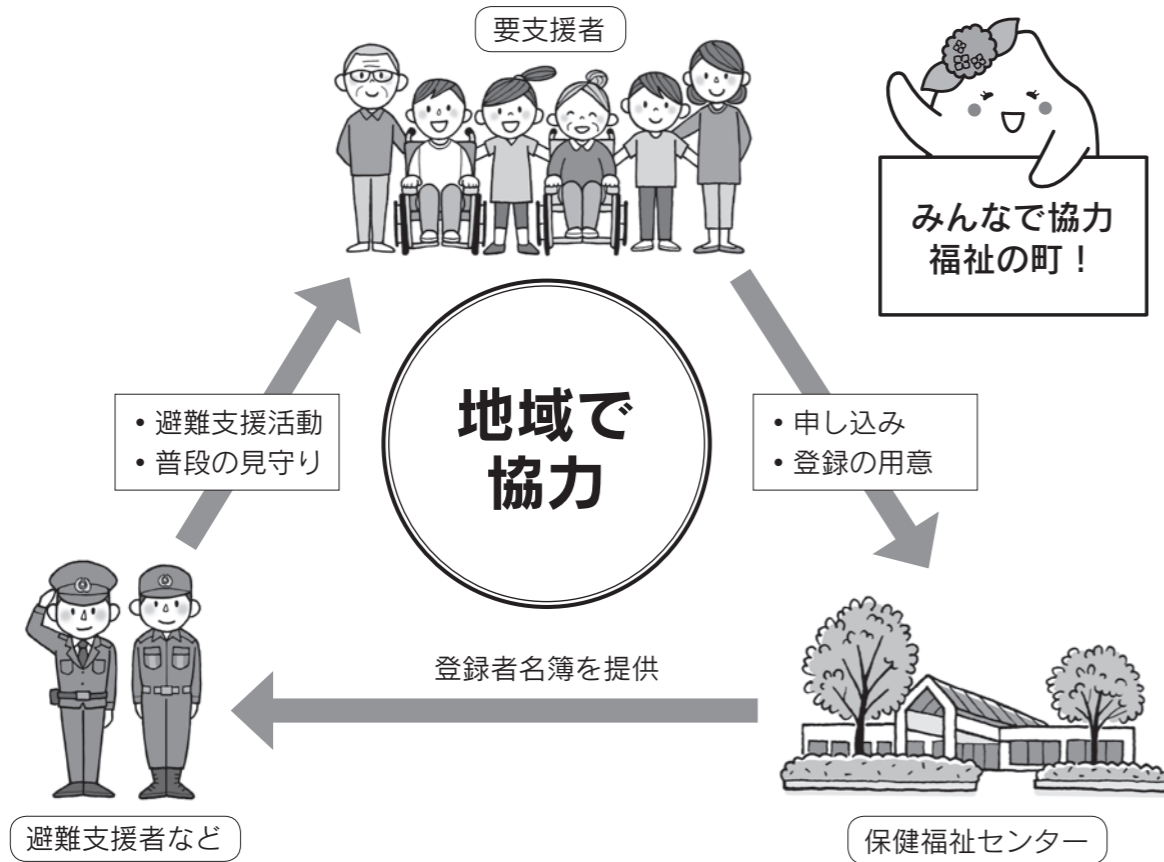


地震や水害などの災害時に、高齢者や障がい者など、一人で避難することが困難な方が、地域の中で支援を受けられるよう、**災害時要援護者台帳を作成し登録申請を受け付けています。**



### ◆登録対象となる方(いずれかに該当する方)

- ① 65歳以上でひとり暮らしの方
- ② 高齢者世帯
- ③ 寝たきり状態で介護が必要な方
- ④ 手足や体に不自由のある方
- ⑤ 内部障害のある方
- ⑥ 難病などの病気を抱えている方
- ⑦ 視覚障害のある方
- ⑧ 聴覚障害のある方
- ⑨ 音声・言語障害のある方
- ⑩ 知的障害のある方
- ⑪ 発達障害のある方
- ⑫ 精神障害のある方
- ⑬ その他支援を必要とする方

### ◆登録方法

- ① 保健福祉センター窓口で申請書をご記入ください。
- ② 避難を支援してくれる方や、緊急連絡先となる協力者を決めていただきます。  
※ 2名以上の協力者の登録をお願いしていますが、見つからない場合でも登録はできます。
- ③ 登録した内容をもとに町が台帳を作成し、町関係機関、区、警察署、消防署、民生委員・児童委員、福祉関係機関などに情報を提供することに同意ください。

### ◇注意事項

- ・この制度は、災害時の状況によっては地域の支援者なども被災者となりうることから、災害時の支援が保証されるものではありません。
- ・近隣協力者は、避難支援に関してその責任を伴うものではありません。

申込・お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

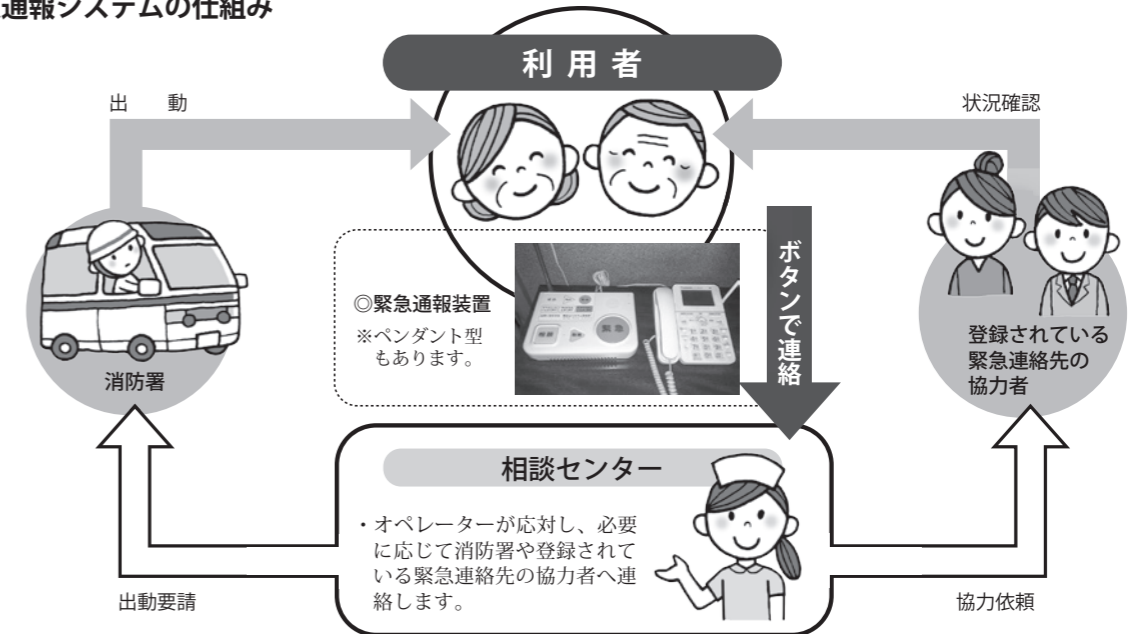


緊急通報装置は、急病などの緊急時や相談したいときにボタン一つで相談センターに連絡できます。通報を受けた相談センターは利用者の安否を確認し、必要に応じて**救急車の要請**や**親族への連絡**など、状況に合わせた対応をします。

また、装置と連動している人感センサーを設置すると、通報ボタンを自力で押すことが困難な場合でも、相談センターが自動的に安否確認から通報まで行ってくれます。

相談センターでは**看護師やヘルパーなどの有資格者が24時間365日対応**しており、毎月1回、利用者へ電話で連絡し、健康状況などの確認も行います。

### ■緊急通報システムの仕組み



### ■緊急通報装置の利用方法

▼状況に応じて「緊急ボタン」「相談ボタン」のいずれかのボタンを押してください。

**【緊急通報装置】**

**緊急ボタン**

・急病やけがなどの緊急時にご利用ください。オペレーターが利用者の状況を速やかに確認した上で、必要だと判断した場合に消防署へ救急車の出動要請を行います。

**相談ボタン**

・健康状態や食生活、日常生活の不安などをご相談ください。

◎ボタンを押す

※押すとボタンが点滅します。

◎オペレーターが応対

スピーカーに向かって状況をお話ください。

### ◆利用できる方(いずれかに該当する方)

1. 65歳以上でひとり暮らしの方
2. 高齢者のみで構成された世帯で、世帯員が常時介護を要する場合
3. 重度の身体障害者でひとり暮らしの方

### ◆ご利用にあたって

- ・電話が利用できないと、装置が接続できません。
- ・緊急連絡先として2名以上の登録が必要になります。
- ・世帯の所得状況によって、利用料がかかる場合があります。

申込・お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

保健福祉センター窓口にて申請書を記入していただきます。

(代理でも可)

※印鑑、身分証明書を持参してください。